

定期巡回・随時対応型訪問介護看護重要事項説明書【連携型】

1 運営の方針

高齢期に障害や疾病を抱えながらも、社会サービスや介護等を受けることでその人らしく幸せに、安らかな日々を普通に過ごせることを目標とした運営を目指します。

2 事業所の概要

名称	24時間型ホームヘルパーステーションアザレアン
所在地	長野県上田市真田町長7329番地4
種類 介護保険指定番号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2090300142
電話番号	0268-75-1203
管理者	唐澤聖子
開設年月	平成28年10月1日

3 職員の体制

職種	業務内容	人数
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）
オペレーター	通報を随時受け、相談及び助言等適切に対応	5名以上（兼務）
計画作成責任者	計画の作成及び交付	1名（兼務）
定期巡回サービスを行う訪問介護員	居宅サービス計画に沿った定期的な巡回	5名以上（兼務）
随時訪問サービスを行う訪問介護員	オペレーターからの要請を受けて利用者宅を訪問	5名以上（兼務）

4 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	上田市真田地区
営業日	365日
営業時間	24時間

5 サービスの概要

(1) 定期巡回サービス訪問

介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の必要な援助。

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービスを行います。

(3) 随時訪問サービス訪問

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の必要な援助。

- ◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- ◇ 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ◇ 随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
- ◇ 訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所及び主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

6 利用料金及びお支払い方法

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

□ （１）基本料金（１か月あたり）（１単位＝10.00円）

訪問介護費		訪問看護費	
要介護度	利用者負担	要介護度	利用者負担
要介護 1	5,446 単位	要介護 1	2,500 単位
要介護 2	9,720 単位	要介護 2	2,693 単位
要介護 3	16,140 単位	要介護 3	2,808 単位
要介護 4	20,417 単位	要介護 4	2,941 単位
要介護 5	24,692 単位	要介護 5	3,606 単位

※ 同一建物に居住する利用者に対するサービス提供は、▲600 単位／月となります。

□ （２）通所サービス時・短期入所系サービス時、1日当たり下記の単位数を所定単位数から減算となります。（入院、外泊等での在宅不在日は減算の対象外となります。）

通所サービス利用時減算単位（1日あたり）		短期入所系サービス利用時減算単位（1日あたり）	
要介護度	利用者負担	要介護度	利用者負担
要介護 1	62 単位	要介護 1	187 単位
要介護 2	111 単位	要介護 2	334 単位
要介護 3	184 単位	要介護 3	555 単位
要介護 4	233 単位	要介護 4	703 単位
要介護 5	281 単位	要介護 5	850 単位

※ 30日で計算。退去日は除く

(3) 加算料金

(1 単位 = 10.00 円)

項目	利用者負担
初期加算（登録日から 30 日以内） （30 日以上休止した後の再開）	30 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位/月
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200 単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 令和 6 年 6 月～	245/1,000 単位/月
特別地域訪問介護加算	基本料金の 15%増/月
同一建物減算	▲600 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月
口腔連携強化加算（1 ヶ月に 1 回を限度）	50 単位/1 回

※介護報酬告示額（単位）に、地域区分その他（1 単位 = 10.00 円）をかけて計算した 1 か月あたりの金額です。

※利用者負担額は、費用総額から保険給付額を差引いた額となります。（1 か月毎の包括費用（定額）です。）

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした利用者負担額となります。

登録日 : サービスを実際に利用開始した日

登録終了日 : 利用者と事業所の利用契約を終了した日

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用者負担額を変更します。

※利用者負担額は、費用総額から保険給付額を差引いた額となります。

※市町村への介護保険料の滞納などにより、利用者負担金で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

※支給限度額を超える場合には、当該超過分は介護報酬額の全額自己負担となります。

※利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

□ その他の費用（介護保険対象外）

◇ 利用者宅に設置する通信機器の使用料は、ご利用者にご負担いただきます。

□ お支払い方法

請求書は1か月ごとに計算し、利用明細をそえて、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

お支払い方法は銀行振り込み、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

7 サービスの利用(実施時)に関する留意事項

項目	内 容
サービス提供を行う訪問介護員	サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては複数の訪問介護員が交替でサービス提供します。
利用者から訪問介護員の交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適格と認められる事情やその他交替を希望する理由を明らかにして事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。
事業所からの訪問介護員の交替	事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。交替する場合は、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
定められた業務以外の禁止	利用者は当事業所が提供するサービス内容以外の業務を事業所に依頼することはできません。
訪問介護の実施に関する指示等	サービスの実施に関する指示等は、すべて事業所が行います。但し、事業所はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
備品等の使用	サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
鍵の管理	利用者宅の鍵の管理については、事前に利用者と協議のうえ決め、事業所で鍵を預かる場合は、預かり書を発行し鍵のかかる場所に保管します。万が一、紛失や破損等の場合は、取り換え等必要な対処を行います。
内容の変更	利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

※ 訪問介護員の禁止行為

利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたり、次に該当する行為。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 利用者もしくはその家族等の同意なしに行う飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

◇ 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書（以下「計画」）を作成します。

◇ 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。

◇ 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。

◇ 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。

◇ 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

9 勤務体制の確保等

◇ 当該事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。

◇ 当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることが出来るものとします。

10 地域との連携

◇ 当該事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするため、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

◇ 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

◇ 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。

◇ 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

1.1 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとする。

- ◇ 利用者に対するアセスメント
- ◇ 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ◇ 医療・介護連携推進会議への参加
- ◇ その他必要な指導及び助言

1.2 サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することが出来ます。

- ◇ 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- ◇ 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ◇ 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- ◇ 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

1.3 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

医療機関 の名称		診療科目	
主治医 氏名		連絡先	
家族 氏名			
家族 連絡先			

1.4 非常災害対策

非常災害その他、緊急の事態に備えて安全の確保をします。

1.5 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

1.6 守秘義務に関する対策

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守します。

2 2 当法人の概要

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

①特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

①老人短期入所事業の経営

②介護予防老人短期入所事業の経営

③老人デイサービス事業の経営

④介護予防デイサービス事業の経営

⑤認知症対応型共同生活援助事業の経営

⑥介護予防認知症対応型共同生活援助事業の経営

⑦老人居宅介護等事業の経営

⑧介護予防老人居宅介護等事業の経営

⑨障害福祉サービス事業の経営

⑩小規模多機能型居宅介護事業の経営

⑪介護予防小規模多機能型居宅介護事業の経営

⑫認知症対応型通所介護事業の経営

⑬介護予防認知症対応型通所介護事業の経営

⑭日常生活支援総合事業の経営

定款の公益を目的に定めた事業

(3) 公益事業

①訪問看護事業

②居宅介護支援事業

③訪問入浴介護事業

④宅老所スポットステイ（宿泊）事業

⑤地域交流施設アゼリアの管理運営

⑥地方自治体からの指定管理業務事業

⑦有償日常生活支援サービス事業

⑧サービス付き高齢者向け住宅の経営事業

⑨企業内保育所の経営事業

2 3 第三者評価の実施

「有・無」

実施した直近の年月日

令和6年10月8日

実施した評価機関の名称

コスモプランニング（有）

評価結果の開示状況

ホームページにて開示 <http://www.azarean.jp>

24 その他

利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（身体的暴力及び精神的暴力（大声を出す・怒鳴る等））並びにセクシャルハラスメント（必要なく手や腕を触る等のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合は契約を中止します。

令和 年 月 日

事業所所在地 長野県上田市真田町長 7329 番地 4
名 称 24 時間型ホームヘルパーステーションアザレアン
管理者 唐 澤 聖 子

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

24 時間型ホームヘルパーステーションアザレアン

説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供開始に同意しました。

〈利用者〉 住所 _____

氏名 _____

〈代理人〉 住所 _____

氏名 _____